

第 5528 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月10日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

## ⇨ 特定遺贈と代償分割

**Q** : 私は夫を早くに亡くし、夫の母の世話をしてきました。そんなこともあって、母から自宅を遺贈してもらいますが、その代わりに私の預金を夫の兄弟に渡したいと考えています。こんなことはできますでしょうか？

**A** : 特定遺贈の場合は、代償分割はできません。

### 【解説】

遺贈とは、遺言によって財産を贈与することですが、遺贈には「特定遺贈」と「包括遺贈」の2つの遺贈があります。お尋ねのように特定の財産(この場合は自宅)を贈与するという遺贈は特定遺贈といい、財産の半分を贈与するよういように遺産全体に対する割合で贈与するものを包括遺贈といいます。

特定遺贈は、特定された遺産だけを相続するのに対し、包括遺贈は、割合だけが決められているだけです。包括遺贈で遺産を取得した者はプラスの財産だけでなく、債務なども引き継ぐこととなります。

ところで、代償分割とは、共同相続人又は包括受遺者のうち1人又は数人が相続又は包括遺贈により取得した財産の現物を取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して債務を負担する分割の方法をいいます。したがって、代償分割をすることができるのは、相続又は包括遺贈によって財産を取得した者ということになりますので、お尋ねのように、特定遺贈によって遺産を取得した者が他の共同相続人に対して債務を負担するということは認められません。

